

宇佐市スポーツ施設使用料の減免基準

宇佐市スポーツ施設条例施行規則

別表第2（第4条、第8条関係）

令和8年4月1日から適用する。

(1) 市が行政目的のために使用するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体が行政目的のために使用するとき。 (3) 条例第10条 の規定によりスポーツ施設の管理を行う指定管理者が主催する事業のために使用するとき。	免除
(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち市内の幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項及び第59条の2に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の認定こども園が事業に使用するとき。	
(5) 市内のスポーツ少年団又は小学生、中学生若しくは高校生のスポーツ活動を主たる目的とする団体（営利団体を除く。）が事業に使用するとき。	
(6) 宇佐市スポーツ協会又はその加盟団体が主催する事業に使用するとき。	100分の50の減額
(7) 市内の社会教育関係団体が主催する事業に使用するとき。	
(8) 市外の小学生、中学生若しくは高校生のスポーツ活動を主たる目的とする団体（営利団体を除く。）又は市内の総合型地域スポーツクラブが事業に使用するとき。	
(9) 市内の福祉関係団体又は勤労者団体が主催する事業に使用するとき。	100分の30の減額
(10) その他市長が特に必要と認めるとき。	

備考 この表の第4号から第9号までの規定は、宇佐市民プール及びクロスカントリーコースについては、適用しない。